

松江市告示第 231 号

松江市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 145 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
松江市_____人材育成・ <b>確保</b> 支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市_____人材育成・ <b>確保</b> 支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、 <b>補助事業者</b> の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		松江市 <b>中小企業</b> 人材育成_____支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市 <b>中小企業</b> 人材育成_____支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、 <b>補助対象者</b> の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
補助金の名称	松江市_____人材育成・ <b>確保</b> 支援事業補助金	補助金の名称	松江市 <b>中小企業</b> 人材育成支援事業補助金
補助金交付	市内の意欲ある中小企業者	補助金交付	市内の意欲ある中小企業者

<p>の目的</p>	<p>が人材育成計画に基づいて <u>実施する</u> 研修及び教育訓練 <u>若しくは他のものが実施する研修及び教育訓練への派遣又は慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを</u> 目的とする。</p>	<p>の目的</p>	<p>が人材育成計画に基づいて <u>行う</u> 研修及び教育訓練 <u>の実施又は派遣に対して、</u> _____ _____ _____必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。</p>
<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p><u>(1) 人材育成事業</u> 人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施 <u>又は</u> 他のもが主催する研修会及び教育訓練への派遣とする。  <u>(2) 人材確保事業</u> <u>慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組とする。</u></p>	<p>交付の対象である事業の内容</p>	<p>人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、<u>他のもが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業</u></p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、<u>人材育成・確保に要する別表に掲げる経費</u>( _____消費税及び地方消費税の額を除く。) <u>とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合</u></p>	<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は、<u>研修会又は教育訓練に係る経費のうち次に掲げるもので、消費税及び地方消費税</u> _____ <u>を除く。 _____</u> <u>ただし、 _____</u> <u>他の補助金等の交付を受けている場合</u></p>

	は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、50万円を上限_____とす _____とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、 <u>市内に事業所を有する中小企業者であつて、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの</u> とする。
終期	令和5年3月31日

(軽微な内容の変更)

	は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。 <u>(1) 謝金</u> <u>(2) 旅費(研修講師招聘旅費(宿泊費含む。)、受講者参加旅費(宿泊費除く。))</u> <u>(3) 委託料(研修業務委託費)</u> <u>(4) 会場借上料</u> <u>(5) 教材費</u> <u>(6) 受講料</u>
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、50万円を上限とし、 <u>同一年度内における補助対象者に対する補助は1回</u> とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、 <u>次の各号の全てに該当する者</u> _____ _____とする。 <u>(1) 松江市内に事業所を有する中小企業者</u> <u>(2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</u>
終期	令和4年3月31日

第4条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第7条 略

別表(第3条関係)

(1) 人材育成事業

経費区分	内容等
専門家経費	指導、助言等を受けるために 招聘した専門家等に謝金・旅費として支払う経費
委託料	外部への研修業務委託に要する経費
使用料	会場費
需用費	教材費
負担金	受講料
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(2) 人材確保事業

経費区分	内容等
広報費	人材確保に係るPR動画作成費
人材確保のPR媒体作成経費	人材確保に係るパンフレット、チラシ等の印刷費

(実績報告)

第5条 規則第12条 \_\_\_\_\_ に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第6条 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。